

ホルスタイン種輸出牛証明書交付要項

制定	昭35. 4. 1	
	昭40. 4. 1	昭41. 9. 1
	昭46. 4. 1	昭49. 4. 1
	昭52. 4. 1	昭57. 8. 1
	昭60. 4. 1	平元. 4. 1
	平 6. 4. 1	平 9. 4. 1
	平14. 4. 1	平18. 7. 10
	平26. 4. 1	令元. 10. 1

第1 血統登録牛を種畜として輸出するとき、この要項により輸出牛証明書（英文）（以下「証明書」という。）を交付する。

第2 この要項によって証明書の交付を受けようとする者は、申込書を本会に提出する。

第3 証明書の汚損、滅失又は登録の錯誤による更正のため、申込みのあったときは調査のうえ書換、再交付又は更正する。

2 再交付の証明書には「再」（Duplicate）の文字を押し、再交付年月日を記載するものとし、その交付によって原証明書はその効力を失う。

3 証明書の書換・再交付又は更正を受けようとする者は、申込書を本会に提出する。

第4 本会登録に関する規程により、その登録を取消された牛の証明書は返納しなければならない。

第5 料金は1件につきそれぞれ次のとおりとする。

証明書交付料	3,960円
証明書書換料	2,860円
証明書再交付料	3,960円
証明書更正料	2,860円

第6 この要項は、令和元年10月1日から施行する。